

「公営住宅への優先入居・休暇制度」（資料２－１及び２－３）に関する事前質問／意見

令和７年６月２日

第49回基本計画策定・推進専門委員会会議

資料 6

番号	お名前	質問／意見	内容
1 公営住宅への優先入居			
1	正木構成員	意見	通知、周知により、公営住宅への入居の取組は前進していると思います。しかし、最近公営住宅は、不便な立地であったり、築年数が経過して使い勝手が悪かったり等、利用しづらい状況になっています。また、築年数の経過した公営住宅は、解体後公営住宅が再築されなかったり（特に交通の使いの良い所に、この傾向があるように思います）等、件数も減少（特に立地の良い公営住宅の減少）しているように思います。犯罪被害者等の居住の安定のために、第５次基本計画では、更なる次の施策の検討が必要ではないかと考えます。
2	和氣構成員	意見	公営住宅への優先入居で、申請に必要な書類が複雑で、そろえるために数日を要する。さらに申請してから入居許可がおりにるのに２～３週間かかるようでは現実的ではない。被害者には避難をしてから、関係書類の申請するなど検討していただきたい。
3	伊藤先生	意見	「今後の取組」として被害者等の公営住宅への入居に関する取組を調査するというのはよいことだと思う。ただ、困難事例も集めてはどうか。また事例では必ず被害者の方の声（意見など）を入れていただきたい。そうしないとニーズの実態把握と改善にはつながらない。
2 犯罪被害者等の精神的・身体的被害からの回復等のための休暇制度の導入促進			
4	正木構成員	質問	（資料２－２について）犯罪被害者等の休暇制度の利用状況を教えてほしい。
5	正木構成員	意見	（資料２－２について）被害者参加制度等による裁判所への出廷は、被害者の権利であるので、ぜひ休暇制度を導入してほしい。これについては、官民ともに、導入の必要が大きいと思料するので、官民一体としての取組の強化を検討していただきたい。
6	正木構成員	意見	休暇制度の認知率、導入率が低いことは、大きな課題だと思います。休暇制度については、被害者等の要望も強いところです。今まで、色々取組をしていますが、向上していないのが現状です。まず、大企業から導入していくことが必要で、そのための施策が重要だと思います。経団連等、経営者側への働きかけの検討が重要だと思います。
7	正木構成員	意見	（資料２－３について）被害者参加制度等による裁判所への出廷についての導入の取組を進めてほしい。これは、第５次基本計画に明記していただきたいと思います。
8	和氣構成員	意見	国家公務員の休暇制度は、情勢適応の原則に基づき、民間における普及状況に合わせることを基本に、官民均衡の観点から見直しを行っている。とされているが、犯罪被害者等の被害回復のための休暇制度について民間に対し調査する予定はあるのか。

「犯罪被害者等に対する総合的な支援の充実・強化(経済的支援・財源)」(資料3)に関する事前質問／意見

番号	お名前	質問／意見	内容
1 犯罪被害者等に特化した支援制度・サービスの充実及び一般的に利用できる社会福祉等制度の確実な活用			
(1) 国による経済的支援			
1	野坂構成員	意見	「トラウマ治療の心理支援加算」について、微増されたとはいえ、現行の「2週間に1回程度」は、有効とされるトラウマ治療のペースが「毎週」であることからすると不足していると言わざるを得ず、診療報酬の加算を含め、さらなる改定を強く求める。⇒厚労省
2	野坂構成員	意見	被害者支援のさまざまな施策の運用において、国際的な動向を十分に把握して立案及び実施する必要があることから、新たに取り組む内容等に関しては、海外調査等を積極的に行い、成果を今後の計画等に還元させてほしい。
3	正木構成員	質問	1 2 p 北欧を含む諸外国の支援制度や財源の調査はいつから調査をはじめめる予定ですか。調査の期間はどれくらいを考えていますか。どのような調査方法を考えていますか。公表の時期はいつごろを考えていますか。
4	正木構成員	意見	1 2 p 調査について北欧はぜひ現地視察をお願いし、報告書を作成していただきたい。調査公表後は検討の場を設けてほしい。
5	滝沢構成員	意見	諸外国における犯罪被害者等の支援を実現することのできる制度の調査にあたっては、当該制度の創設の歴的経緯、その理念、実務における現状も含めて調査をすることはもとより、その制度と有機的に関連する他の諸制度、その制度と関連を有する他の領域の法制度のほか、当該制度を有する国家・社会の状況（人口、犯罪発生率、犯罪統計、国民の税負担等）を総合的に調査検討することが必要と考えます。
6	中原構成員	意見	社会連帯共助の精神に基づく複合的性格を有するとされる犯罪被害給付制度に比べて、立替払制度については、加害者が負担すべき民事上の損害賠償を国が立て替えるという性質決定がされていることから、制度設計上の柔軟性を欠き、難点が多いように感じますが、国民の要望を受け、諸外国の制度を含めて幅広く調査・検討することについては、賛成します。
7	假谷構成員	質問	(出所後の加害者から被害者へ被害弁償について) 官庁が、被害者情報を明らかにしない形で、加害者からの賠償金を受領して、被害者に交付するシステムを構築すること（代理受領・代理徴収）は考えられないか。

8	近藤構成員	質問	P12「立替払」などの新たな制度について 犯罪被害者等の中には、再被害を恐れて損害賠償の請求を諦める人は少なくありません。 「「立替払」制度を支える理論的な根拠をどこに求めるか。」が過去の議論のポイントになっていますが、犯罪被害者等は、他の債権者たちと異なり、身内を殺した又は傷つけた加害者に対して損害賠償の請求をしなければなりません。犯罪被害者等当事者が損害賠償を請求することには、「次は恨まれて子どもたちが殺されるのではないか。」などの極度の恐怖が伴うのです。 憲法第25条には、「すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。」とありますが、損害賠償請求を提起した犯罪被害者等は、加害者から報復を受けるかもしれない恐怖の中にあり、これでは、健康な生活も、文化的な生活もできません。 また、犯罪被害者等基本法 12条（損害賠償の請求についての援助等）もありますが、 ○これらの法律は理論的な根拠の1つとはならないのでしょうか。 ○また、国が求める理論的な根拠については、再犯を恐れて損害賠償の請求を諦めている被害者等についてのデータや、命を懸けて損害賠償を提起したものの再び傷つけられた（加害者から報復を受けた、健康被害にあった、など）という被害者等のデータなどを示さなければならないのでしょうか。
(2) 地方公共団体による経済的支援			
9	正木構成員	意見	18 p 特化条例はかなり制定が進んできていますが、特化条例制定への働きかけはまだまだ必要かつ重要です。一方で、すでに制定されている特化条例のさらなる充実の後押しも必要な時期にきていると思料します。 第5次基本計画には、この点（すでに制定されている特化条例の更なる充実の後押し）の明記を必要と考えます。 また、このために好事例の情報提供、横展開の方策も検討していただきたい。

2 被害時期に応じた適切な支援の提供（特に、殺人事件遺族をはじめとする犯罪被害者等が受ける中長期的な影響（心理面など）とこれらへの対応）

10	野坂構成員	意見	「具体的な取組として、特に中長期的な影響を受けることが予想される罪種の被害者・遺族に対するアンケート等調査を実施し」とある件について； ①ニーズ把握及び具体的改善に寄与する重要な調査となると思われるので、実施に賛成 ②「被害者家族」といっても家族成員それぞれに心情やニーズが大きく異なることがわかっている。世帯単位の調査となると、代表した対象者のみの回答に偏ることが予測されるため、配偶者やきょうだいなどの回答も得られるとよいが、子どもの同意（アセント）の取り方など検討する必要がある。 ③中長期の影響は、事件直後に比べて個人差が大きい。トラウマに関連する精神症状は軽減したとしても、必ずしも苦痛がなくなるわけでもないの、いわゆるPTSDや悲嘆反応だけでなく、QoL（生活の質）やWell-beingの状態を含めて測定されるとよいかもしれない。 ④提案にあるように回復を促進する保護要因を把握するのは、重要である。その際、回答者及び調査データを見た国民が「回復したのなら、犯罪被害の影響は少ない」と誤解しないような心理教育を行うことが望まれる（トラウマインフォームドケアの一環）。被害者が回復することに対して抱くアンビバレントな思い（たいしたことではなかったと思われる不安、亡くなった人に申し訳ないというサバイバーズギルト）に配慮されたい。 ⑤重要な調査であるため、警察庁だけでなく省庁横断的に取り組んでいただきたい。
11	正木構成員	質問	20 p アンケートはいつ実施する予定ですか。
12	正木構成員	意見	20 p アンケートは適切な支援のため、必要かつ重要ですので、必ず行っていただきたい。公表も必ずしていただきたい。 被害者、遺族に対するアンケートなので、回答しやすいようなアンケートであることが重要だと思います。アンケート項目の工夫が必要です。具体的な質問形式でアンケートを行うことが必要（たとえば見舞金の申請はどうであったか。心情伝達はどうか等）。また、適切な支援を充実させるためには困った点を尋ねることが重要であると思料します。
13	正木構成員	質問	20 p 被害者等に適切な支援の提供のために、まず、最初に情報を入手する警察からの都道府県への情報提供、情報共有が必要ですが、一方で、個人情報保護、すなわち個人情報保護法の遵守が必要です。 警察は、被害者等の情報をどのようにして都道府県に情報提供し、情報共有しているのか教えてほしい。 また、どのようにすることが望ましいと考えているのかについてもお伺いしたい。

14	伊藤先生	質問	【警察庁・法務省へ質問】被害時期に応じた適切な支援の提供を考えるうえで、「被害者等登録制度」は検討に値すると思う。一定の被害にあった被害者等が望んだ場合、登録することによって、時期に応じた適切なサービス・制度をもれなく利用することが可能になる。北米などではすでに実施しており、個人情報の管理に関する懸念については問題ないようである。DX推進の流れとも合致する。登録制度を所管する機関をはじめ、対象となる被害、個人情報の管理、提供される情報の範囲等、課題は多いが、我が国の実態にあった「被害者等登録制度」の導入を（時間をかけて）検討していくことはできないか？
3 犯罪被害者等に対する支援のための財源の確保			
15	和氣構成員	意見	被害者等支援には財源が必要であるため、IR（カジノ）からの財源を利用するのはいかがか
16	中原構成員	意見	「負担の在り方」と「使途先」との関係をまとめた一覧表は、負担の在り方に関するこれまでの議論をまとめ、今後の議論に資するとともに、負担と給付の関係について国民の理解を得る上でも重要と思われます。また、使途先として、直接給付のみならず、支援のための体制整備・人材育成も含まれることに注意を促す点も良いと思います。

「犯罪被害者等に接する者に対する研修の充実」（資料４）に関する事前質問／意見

番号	お名前	質問／意見	内容
1	和氣構成員	意見	継続的に犯罪被害者支援に関する日本の実態調査や海外の動向を調査・研究する研究・研修センターの設置が必要である。例えば、警察庁において、犯罪被害者等支援にかかわる関係機関担当者の研修場所を設置してはどうか。また、取材を行うに当たって、二次的被害や被害者支援の重要性について知っておく必要があるため、マスコミの方々を当該研修センターに行かせたらどうか。このほか、特に警察については、各都道府県警察官（特に交番勤務者、派出所担当者等、市民に近い担当者）に被害者等支援について徹底した研修を行っていただきたい。
2	和氣構成員	意見	公益社団法人全国被害者支援ネットワークでは加盟団体と連携して、全国の法科大学院を中心に、様々な学部・学科への犯罪被害者支援に関する講師派遣事業「犯罪被害者支援を考える・学ぶ講座」を実施している。本事業について、犯罪被害者等に接することが想定される学部・学科の教官の方々への周知への協力をお願いしたい。（法曹関連の大学・大学院、専門的な学会、教育、医療・看護関係、福祉、保険、心理職など）
3	正木構成員	意見	二次受傷についても配慮した研修をお願いしたい。
4	正木構成員	意見	養成段階での研修 現場に関わる研修を充実させてほしい。
5	正木構成員	意見	各機関の職員に対する、実務段階での研修 被害者等がおかれている現状における基本的な手続面についての知識を習得する研修も継続して必要だと思料する。
6	正木構成員	質問	3 p 研修所における指導の講師はどのような人が担当しているのですか。
7	正木構成員	意見	2 1 p 刑務所等における心情等の聴取、伝達制度に関する研修について、まだ事例が少ないので、経験を交流し合い情報共有したり好事例を紹介したりして、情報共有による研修、横展開の研修も重要と考えます。
8	近藤構成員	質問	P8、各養成段階における制度・取組の現状及び今後の対応方針④【福祉職・心理職】 新カリキュラムにおける「刑事司法と福祉」の内容について 教育に含むべき事項に犯罪被害者支援が入ることは大変ありがたいと思っています。 想定される教育内容の例ですが、この４項目の中に、犯罪被害者等の置かれるつらい現状を学べる内容もあるのでしょうか。 犯罪被害者支援を学ぶ時に犯罪被害者等のことを知らなければ、４の「なぜ団体・専門職等との役割と連携が必要なのか」などが理解できないと思います。犯罪被害者等の置かれた現状を学ぶ必要があると思いますが、新カリキュラムには入っているのでしょうか。

9	近藤構成員	質問	P22 更生保護官署の職員に関する施策 (地方更生保護委員会) 「地方更生保護委員会の委員を対象とする研修を、毎年1回、オンラインで実施している。(令和6年度:18名)」とありますが、全体で委員は何名いるのでしょうか。(オンラインで18人という数字だけを見ると、少ない気がします。)できれば多くの委員に被害者の生の声を聴いていただきたいが、どのように被害者の心情を伝えているのでしょうか。
10	伊藤先生	意見	全体像のなかの学校について、「養護教諭」が明記されていないが、生徒が被害にあったことを訴える場所として保健室があり、ケアにあたるのも養護教諭が多いように思う。養護教諭の教育や研修はどのようにされているのか。
11	伊藤先生	意見	看護師のみで「保健師」が入っていないが、保健師の養成課程で精神疾患の症状等だけでなく、犯罪被害者等の支援に関する教育がされているか。また、被害者の中長期支援において、こころのリハビリも担当できる「作業療法士」への教育も重要ではないか(加害者の更生支援では作業療法士は入っている)。
12	伊藤先生	質問	【厚生労働省への質問】P8 社会福祉士・精神保健福祉士のカリキュラム見直しにおいて「刑事司法と福祉」が創設され時間数が拡充されたのはよいが、「犯罪被害者支援」に関する内容(コマ数)が加害者分野に比べてかなり少ないので、全体の4分の1を占めるくらいの量にすることを明記できないか? また、資格取得の実習先として被害者支援の現場を指定することを検討できないか? 実習先の準備(実習指導者の確保等)も必要になるが、例えば民間支援団体、自治体の相談窓口など。加害者更生の現場については更生保護施設や保護観察所などがすでに実習先として認められている。将来的な人材確保という点から考えると、被害者支援の現場での実習は必須となってくると思う。
13	伊藤先生	意見	資料4において全体的に「トラウマインフォームドケア」が多く用いられているが、すべてこの用語で括ってしまってよいか。「トラウマインフォームドケア」の使い方について検討してほしい。トラウマケアという表現の方が適切なところもあるし、危機介入の方がよい箇所もある。例えば、P18の警察職員の研修では危機介入の手法をまず学ぶべきではないか。
14	伊藤先生	質問	P21,22 矯正と更生保護で被害者等に関する研修を充実させていることはよく分かったが、矯正と保護で協働して研修を実施しているようなことはあるのか? 加害者の施設内処遇と社会内処遇を担う部署が連携して、被害者等の負担を軽減し被害者施策を実施する必要があると思う。
15	伊藤先生	意見	P29 今後の取組として、実務者に対する研修の充実とともに、仕事のモチベーションを維持しスキルアップしていくためには、助言・指導体制やピアスーパービジョン体制を整備することも大切。助言・指導体制についても検討課題に入れてほしい。
16	伊藤先生	意見	P29 「犯罪被害者週間」を「月間」にするなら、若い人(中高・大学生)向けに被害者支援に携わる者の仕事を紹介してはどうか。「こういう大事な仕事があります」的な広報啓発をして、将来の人材確保につなげたい。